

期 日 令和5年10月27日（金）  
場 所 茨城県庁舎11階 経営事項審査会場

令和5年度茨城県入札監視委員会  
第2回定例会議  
議 事 録

(資料の確認等は省略)

## ①土木部・×××所 急傾斜地崩壊対策工事

### ○委員

では、まず、1番目の案件につきまして、発注箇所の×××所から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

### ○説明者

×××所の×××でございます。よろしくお願いします。

着座にて説明をさせていただきます。

審議事案説明書に基づき、ご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。1ページ目をご覧ください。

まず、急傾斜地崩壊対策工事でございますが、崖崩れ等によって人命に関わる被害のおそれがある地域につきまして、危険区域の指定を行った上、崖崩れを防止するための施設を整備するものでございます。

この事業で実施する危険区域としましては、崖の高さが5メートル以上、保全する人家がおおむね10戸あることが条件となっております。

恐れ入ります。10ページの写真をご覧ください。

今回の工事現場の×××市×××町の×××町につきましては、平成25年度より工事に着手しております。全体計画延長としましては135メートルとなっております。令和4年度までに100メートルが完成しております。

恐れ入ります。1ページにお戻りください。

入札方式でございますが、総合評価方式を用いた一般競争入札となっております。

工事名につきましては、県単急傾斜、工事番号は、記載のとおりでございます。

工事種別につきましては、土木一式工事となっております。

工事場所につきましては、資料3ページを併せてご覧いただければと思います。

×××市の×××町地内の×××町というところになります。

恐れ入ります。1ページにお戻りいただきまして、工事概要でございます。

恐れ入ります。4ページの計画平面図も併せてご覧いただければと思います。

工事内容は、工事延長20メートル、施工面積としましては、140平米となっております。吹付法砕工186平方メートル、鉄筋挿入工65本、モルタル吹付工86平方メートル、排水工153メートル、転落防止柵40メートルとなっております。

次に、入札参加資格でございます。

(1) 令和3、4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されました土木一式工事の格付がSまたはA等級であること。

(2) 茨城県内において、過去10年間で、国、地方公共団体等が発注した工事ござい

まして、①同種工事としまして、今回の工事の主たる工種となっております吹付工及び法  
枠工としております。

②類似工事としましては、その他の法面工と設定いたしまして、この同種工事か類似工  
事のいずれかを元請として施工した実績がある者としております。

(3) 建設業法に規定する主任または監理技術者を配置できること。

次のページになります。

(4) 建設業法に基づく主たる営業所が、×××管内の×××市、×××村、×××市、  
×××市、さらに×××町を加えた地域にあるということにしています。

(5) 今回の工事の設計業務を行った受託者——×××になりますが、資本もしくは人  
事面において関連がないこと。

この5つの条件を付しております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

今回の工事の現場条件といたしまして、住宅地で、人家が近接してございまして、非常に  
狭隘な現場での作業となりますことから、適切な安全管理による施工能力を求めるとい  
うこととしてございまして、受注者の実績や技術力など、価格以外の要素を含めて落札者を決  
定する総合評価方式を実施しております。

また、工事の難易度が高いということもございまして、格付はSまたはA等級でござい  
まして、先ほどの同種工事、類似工事の実績がある業者としております。

この結果、応札可能者数としましては、39者ということになっております。

契約金額としましては、3,267万円となります。

次に、入札の経緯及び結果でございます。

入札参加者は、結果的に3者でございました。

恐れ入ります。6ページをお開き願います。

総合評価方式に関する評価調書でございます。

今回は、3,000万円以上の工事となりますことから、特別簡易Ⅱ型を採用いたしてござ  
いまして、「災害協定に基づく地域貢献の実績」、「地域内拠点の有無」、「登録基幹技能者の  
配置」など、価格以外の項目を評価することとしてございまして、118.5点を満点として評  
価しております。

この評価の結果は、この3者のうち、115点が最高点となっております。

また、その下の段になりますが、入札金額で最も低い価格が2,970万円ということにな  
っております。

先ほどの評価点と入札価格による総合評価を行いまして、落札者は、×××という業者  
になりまして、落札率といたしましては、97.3%でございました。

続きまして、恐れ入りますが、8ページをご覧いただきたいと思ひます。

「変更契約内容の公表」でございますが、当初は、工事用機械の進入路として、人家と  
人家の間を現状の地盤の状態で利用する計画でございました。しかし、現地を精査したと

ころ、地盤が非常に悪く、重機の重さに耐え切れないということが現場に入って判明いたしましたため、敷鉄板を追加いたしまして、人家への影響を防ぐとともに、施工性の確保を図っております。

その結果、231万円の増額変更となっております。

最後に、工事成績評定の結果でございます。

次の9ページをご覧ください。

工事検査の結果、評定点は、78.2点となっております。

次の10ページ目に着手前と完成後の写真を掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員

ありがとうございました。

では、ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

ちょうど今、写真を見せていただいているところですが、この区域だけではなく、法面が連なっているような図面だと思うのですが、今回の工事の対象としては、まさにこの区画だけということか、それとも割と長い区間の中の一つの工事だったのでしょうか。

○説明者

恐れ入ります。4ページの計画平面図をご覧くださいと思いますが、赤く着色したところが施工範囲の工事延長20メートルの区間でございます。全体延長としましては約135メートルでありまして、今回の工事は、この135メートルのうちの20メートルとなっております。

○委員

ほかのところを工事する予定はないのですか。

○説明者

現在までに、この20メートルを含めて100メートルが完成しております。残り三十数メートルが、今後、工事を予定しているというところでございます。

○委員

ありがとうございました。

○委員

ありがとうございます。

ほかにございますか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

増減で、搬入のための鉄板を敷いたのはどのあたりですか。

○説明者

先ほどの4ページを見ていただきたいと思うのですが、今回、赤く塗っている部分の下の部分を、工事用の機材や機械が入ってくる進入路として利用しておりますので、そこに鉄板を敷いて、施工性を確保したということでございます。

○委員

工事が始まる前は、その辺の想定はなかなか難しいということなのですか。

○説明者

本来であれば、そこまで調査して入るのが理想かなと思うのですが、人家もございまして、十分な調査をするよりは、早く現場で取りかかるのがいいかなと思ひまして、現場に入ってから対応できるものだと判断しまして、工事を発注して、後で現地の精査の結果、こういう変更をしたというものでございます。

○委員

分かりました。

○委員

ありがとうございます。

ほかにございますか。

すみません。その点に関してなのですが、その相場観が分からないのだけれども、鉄板を敷くだけで230万円アップということで、全体工事の中ではかなり高い金額かなと思っ  
ているのですが、そのあたりの相場観を教えてください。

○説明者

この変更の理由としては、これが一番大きな理由でございましたが、ほかに、現場に入って、いろいろな変更がございました。

そのほかの主な理由としましては、受注者のほうで、これを週休2日制の工事として行いたいという希望がありましたので、その辺の経費を変更で見えております。経費がその分、上乘せになっているという部分もございます。合わせてこの金額になったとご理解いただければと思います。

○委員

そうすると、公表されている変更の理由のところは、敷鉄板という記載のみになっているのですが、それ以外に、もろもろ入っているということですね。

○説明者

そうです。ここでは主な理由を記載しておりまして、ほかにも細かい理由がございます。その敷鉄板と、今申しましたとおり、週休2日制の経費が主な増額の根拠となっております。

○委員

それは書かなくても大丈夫なのですか。

○説明者

今回は、変更理由が一番大きかったものを代表として書かせていただいております。

○委員

分かりました。

ほかに、委員の方々、何かございますか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

今の話なのですが、週休2日制になると、どうして値上げに結びついていくのか、一応説明していただけますか。週休2日制で、それが後で分かったということですよ。

○説明者

これは、発注の段階では、受注者希望型という形でやっております。週休2日をしないで工事をやるのも可能にしておりますが、昨今の働き方改革とかいろいろございますので、業者の方がそういったものに取り組むことを希望されたので、週休2日制を認めたということで変更しております。

○委員

週休2日制にすると、どのような形で値段が上がっていくのでしょうか。

○説明者

工期も延びますし、そういった関係で、経費が上乘せになります。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

ほかになければ、この件につきましてはこの程度にしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、ご説明ありがとうございました。

## ②土木部・×××所 河川伐採工事

○委員

それでは、2番目の事案に行きます。引き続きということですので、またご説明をお願いします。

○説明者

引き続き×××所でございます。

次は、河川伐採工事について、ご説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、審議事案説明書に基づき、ご説明をさせていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

河川の伐採工事でございますが、河川の流下能力——流下能力といいますのは、川の流れを流れやすくする能力でございます。この流下能力を向上させるということで、河川区域の中で繁茂した樹木や竹などを除去するものでございまして、河川の維持管理業務の一環として行っている工事でございます。

今回、入札方式につきましては、一般競争入札となっております。

工事名は、記載のとおりでございます。

工事種別は、土木一式工事となります。

工事場所につきましては、恐れ入りますが、3ページと4ページを併せてご覧いただければと思います。

×××市内の×××というところでございまして、県が管理する一級河川の×××川でございます。

戻りまして、工事概要でございますが、河川伐採工事一式といたしまして、伐木工100本、伐竹工1万8,000平方メートル、除草工8,000平方メートルとなっております。

次に、入札参加資格でございます。

(1) 令和3、4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている土木一式工事の格付がB等級ということにしております。

(2) 建設業法で規定する主任または監理技術者を配置できること。

(3) 建設業法に基づく主たる営業所が×××市内にあるということにしております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

今回の工事は、伐木、伐竹、除草など、技術的な難易度が比較的低い工事でございますので、通常的一般競争入札により実施しております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、河川工事のため、大雨などによる緊急時において、現場にすぐ駆けつけられるよう、×××市内に主たる営業所があるということにしております。

また、災害発生時における地域の復旧活動を担う地元建設業の健全な育成という観点と、地域に密着した河川整備、インフラ整備でございますが、地元建設業者が施工可能工事であるということなどを踏まえまして、格付がB等級で、×××市内の建設会社としております。

これらの要件を踏まえた結果、19者が参加可能となっております。この19者につきましては、×××市内のBランクの建設業者の全部が19者でございますが、これらが参加可能としております。

契約金額といたしましては、1,397万円となっております。

次に、2ページでございますが、入札の経緯及び結果でございます。

今回の入札参加者は、5者でございますが、落札者は、×××となっておりますが、落札率としましては、96.7%となっております。

続きまして、変更契約内容でございます。

恐れ入ります。7ページをご覧ください。

当初設計では、航空写真から繁茂した樹木の範囲を推計しまして、単位面積当たりの本数から樹木量を算定しておりましたが、受注者が実際に現場に入り、精査した結果、当初見込んだ数量よりも、樹木量が53本の追加となっておりますことから、309万1,000円の増額変更となっております。

最後に、工事成績評定結果につきましては、8ページをご覧ください。

評定点は、74.8点となっております。

次の9ページには、着工前と完成後の写真を掲載しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございました。

では、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございますか。

では、×××委員、お願いします。

#### ○委員

ご説明ありがとうございました。

変更契約内容についてお伺いします。

木の数が53本増えていたということですが、100本と53本だと、航空写真で見たとしても、かなり誤差があるような気がするというのが1つ。

それから、契約の日時が工期の最後のほうになっているのですが、工事を始める前に受注者が調査したのではなくて、実際に工事が終わって、数の報告を受けて、契約の内容を変更したということなのでしょうか。

以上、2点お願いします。

#### ○説明者

まず、本数の増加につきましては、本来、工事に入る前に精査するのが理想かなと思うのですが、細かい精査をしていると、それだけ時間も費用もかかるということで、まずは現場に入ることを優先して、工事を発注しております。当初の設計の考えとしましては、ぴったりはいかないにしても、ある程度のつかみで発注するのが、早期着工・早期完成ということでは重要かなと思ひまして、航空写真を用いた形で設定しております。

これは、落札業者が決定しまして、落札業者が現地に入りまして、実際に工事をやる前に本数を確認しております。我々発注者側としては、その受注者とはいつも密に連絡を取ってやっていますので、変更数量については、工事を発注して、受注者が決まって、現地に入った段階で我々は把握しております。

それは、指示書で、設計変更ということで業者間とやり取りをしておりますので、このほかにも、今後、いろいろな数量の変更が発生することも考えられますので、そのたびに工事の変更をしていることになるとかなり煩雑になるし、業者側にも負担になると思ひます。



ので、設計変更契約はなるべく1回か2回でやるのがベストかなと思っておりますので、ほかの変更が出てくる可能性があって、それがある程度重なった段階で、最終的な変更という形で、1回でやっているというものでございます。

○委員

分かりました。航空写真から本数を数えるのはすごくリーズナブルだと思いますので、早期着工のために、ぜひそういうものをしていただくといいのですが、誤差があるとか、いろいろな事例を集めて修正していただければと思います。

契約変更のタイミングについては了解しましたが、またこれも主な理由で、ほかにもあったのですか。

○説明者

これが主な理由です。

○委員

ありがとうございました。

○委員

ありがとうございます。

ほかにありますか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

私も契約変更について少しお伺いしたいのですが、先ほどの件も同様で、双方、当初の想定よりも作業量が増えて、増額変更となっていらっしゃいますが、逆に、やってみて、作業量が減っていて、減額変更というケースもあるのですか。

○説明者

それももちろんございます。現地で数量が減れば、それは当然変更の対象としまして、契約も減額ということをやっております。今回、それはございませんでしたが。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ほかにございますか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

私も契約変更の話なのですが、工期が2か月ぐらい延びていると読めるのですが、53本、追加で伐採することによって2か月延びたのでしょうかということと、この工事に限らず、契約変更はかなりあると思うのですね。再入札にかからない、もともとの施工者がそのまま契約変更で工事をするのは、金額的に何%以内といったことがあるのかと思うのですが、その辺、教えていただけますか。

○説明者

まず、工期が延びた理由でございますが、53本の増加ということで、その分、作業量が増えたということございまして、それが主な理由となっております。

契約変更の限度額でございますが、事務所発注工事につきましては、おおむね3割を原則としまして、3割以内で変更をしております。3割以内といいますが、工事区間がA地点からB地点という範囲の中で、数量が減ったり増加したりする場合に変更をやっておりまして、その延長を延ばすことはせずに、当初設定した工事のエリアの中で変更が生じた場合を主に、3割以内の変更の中でやっているというのが現状でございます。

○委員

3割以内となると、大体の工事は変更契約でやれるということですよ。それはかなり大きいと思うのですね。

○説明者

全てが3割以内ということではなくて、マックスが3割でございます。何が何でも変更しなくてはならない、この工事の中で、合理的に終わらせなければならないというものについては変更契約でしております。それを別発注したとき、合理的でないという判断をした場合に変更でしております。別発注でもいいかなというものについては、年度を改めたり、別工事でやったりするのが一般的でございます。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ほかにございますか。

よろしいですかね。

それでは、この件も以上にしたいと思います。どうもありがとうございました。

### ③土木部・×××所 道路除草工事

○委員

それでは、第3番目ということで、×××所、よろしく願いいたします。

○説明者

×××所の×××でございます。

着座にて失礼いたします。

お手元の資料、審議事案3番目の案件について、説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございます。

審議事案説明書をご覧いただきたいと思っております。

発注機関は、×××所でございます。

入札方式でございますが、予定価格が1,000万円未満ということで、指名競争入札として実施したものでございます。

工事名は、04県単道修 第×××号の道路除草工事でございます。

工事種別は、土木一式工事でございます。

工事場所は、主要地方道×××線外、×××市×××外でございます。

位置図でございますが、2ページをご覧ください。

赤で示してございますのが工事箇所でございます。真ん中の長い路線、主要地方道×××線を代表路線といたしまして、ほか、×××市西部に位置します×××線及び×××線の一部の道路除草工事を実施したものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。

次に、工事概要でございますが、除草面積は、2万3,600平方メートルでございます。

工期につきましては、令和4年5月から令和4年9月までの100日間としております。

10ページをお願いいたします。

起工時の工事概要でございますが、肩掛式の草刈り機で除草工事を実施するもので、また、除草した刈り草の処分18トンも併せて実施しております。

工事の状況でございますが、8ページ、9ページをご覧ください。

8ページが、一般県道×××線における工事写真でございます。上が着手前、真ん中が完成、下が除草の状況となっております。

路肩から70センチメートル幅を基本に、除草を実施しております。

9ページは、一般県道×××線の工事写真でございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。

次に、指名業者数でございますが、指名業者数は、14者となっております。これは、同時に発注した3件の工事がございます、×××市内の除草工事を行っておりますが、このため、14者としたところでございます。

次に、契約金額でございますが、税込みで854万7,000円でございます。

次に、入札の経緯及び結果でございますが、入札参加者は、2者が辞退したため、12者でございます。

落札者は、×××でございます。

予定価格は、税抜きで848万円、最低制限価格は、税抜きで752万円、入札金額は、税抜きで777万円でございます。

落札率は、91.6%でございました。

指名業者選定の経緯及び理由でございますが、3ページの指名業者選定理由書をご覧ください。

当工事は、雑草の繁茂による道路の交通障害や景観阻害を防止するための除草工事でございます。実施に当たりましては、適切な時期に迅速な施工が求められることから、対象路線の地形や草の繁茂状況を早急に調査し、施工に反映することが必要となっております。このことから、地域の精通度や過去の工事实績が重要となっております。

このため、対象路線がございます×××市内に本店がある、土木一式工事の格付がB等

級及びC等級のうち、これまでの工事实績等を考慮しながら、信頼性が認められる業者のうちから14者を選定しております。

入札結果については、4ページの入札書取書をご覧ください。

続きまして、5ページは当初契約内容、6ページは変更契約内容でございます。

変更理由につきましては、当該工事を受注者が施工するに当たり、現地調査を行ったところ、除草面積に設計との差が見受けられたため、除草面積を増やし、変更を行ったものでございます。

7ページが、工事完成検査結果通知書でございます。

以上、簡単でございますが、審議事案の説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員

ありがとうございます。

では、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますか。

では、×××委員、お願いします。

○×××委員

ご説明ありがとうございました。

変更契約内容についてお伺いします。

現地の再調査等の結果、計画数量との差異ということですが、再調査はどなたがされたのかということと、計画数量との差異というのは、具体的にどういうことをおっしゃっているのか教えてください。

○説明者

現地の確認でございますが、まず、業者が現場を見まして、うちの事務所の監督員がそれを確認するような形で行っております。

差異につきましては、除草の面積が増えました。というのは、毎年、草が生える場所も変わってきたりしますので、そういうことで、約600平方メートルほど増になっております。

以上でございます。

○×××委員

ありがとうございました。今、具体的な数値600平方メートルが出てきたので、そういうものをメモというか、記録を残していただくと、これは1割ぐらい上がっていますが、それが面積でどのくらいになるかと。もちろん面積に比例するわけではなくて、場所が行きにくいところとか、そういうのも考慮すると思いますが、そういうことが分かるように、定量的な数値もちゃんと入れていただいたほうがいいかなと思いました。

それから、最初の面積は、多分地図か航空写真などで測定されたのですよね。

○説明者

前年度の実績が基本になってございます。

○委員

ああ、そうですか。では、計画されたときと発注するときで、状況が変わってきたということですね。

○説明者

はい。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○委員

そのほかにございますか。

これは、工事名のところで「とりおり」になっているのですが、今回初めて来られた委員の方もいるので、その用語すら分からないということがあるので、とりおりの仕組みについて、少し説明していただけるといいかなと思うのですが。

○説明者

今回の例でお話ししますと、3件のとりおりになっております。12者の指名業者で、**3件を1者**で取ることは確かにいいこともありますが、なぜとりおりにするかというところ、受注機会の均衡ということで、業者に均衡にやっていただくのも、業者の育成といったこととなりますので、そういうことで、とりおりという制度でやっております。

○委員

すみません。とりおり自体が何なのかというところをもうちょっと。

○説明者

申し訳ございません。とりおりで、今回、14者ございます。3件の工事があったのですが、1件目で一つの業者が取ります。1件減りまして、次は、13者で競争をしていただいて、一つの業者が取ります。また、1件減りまして、12者で競争をしていただく。そういう制度でございます。

○委員

端的に言うと、同様の事例があったとき、最初にとりおった業者は、次は入れませんというのが順々に続いていく。そういうのをとりおりという言い方をすることでございます。

○委員

今の話で、4ページの入札書取書のところで、辞退というところがほかの工事を取られた業者ということですか。

○説明者

これは最初から辞退ということなんです。

○委員

分かりました。

○委員

そういう行政的な用語がありますので、おいおい慣れていただければと思います。

ほかにございますか。

特にご質問がなければ、この案件につきましてはここまでとしたいと思います。どうもありがとうございました。

#### ④土木部・×××課 第1ふ頭航路・泊地（-7.5m）浚渫工事

##### ○委員

では、4番目の事案ということで、×××課からご説明、よろしくお願いたします。

##### ○説明者

×××課の×××でございます。よろしくお願いたします。

着座にて失礼させていただきます。

土木部×××課で発注しました、工事名、第1ふ頭航路・泊地（-7.5m）浚渫工事につきましてご説明申し上げます。

審議事案説明書のご説明の前に、まず、工事の概要についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

工事場所ですが、茨城県×××市×××町に位置する×××港（×××港区）でございます。

図面中央から左にございます第1ふ頭地区の一部に赤で着色された箇所が、今回の工事箇所であるマイナス7.5メートル航路・泊地でございます。航路・泊地とは、船が安全に航行・停泊できるための施設でございます。マイナス7.5メートルというのは計画水深を示しております。

本工事の目的は、マイナス7.5メートルの航路・泊地につきまして、船が安全に航行できるよう、計画水深を確保するために、漂砂などの影響により堆積した土砂の浚渫を実施するものでございます。

4ページをご覧ください。

こちらは本工事の平面図でございます。記載されている数字が発注時の水深でございます。本工事では、赤で着色された区域を浚渫し、計画水深を確保するといった内容でございます。

続きまして、審議事案説明書のご説明をいたします。

戻りまして、1ページをご覧ください。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名は、03国補日統第×××号、03県単日維第×××号合併、第1ふ頭航路・泊地（-7.5m）浚渫工事でございます。

工事種別は、しゅんせつ工事で、工事場所は、×××港×××港区、×××市×××町でございます。

工事概要でございますが、グラブ浚渫工、ボリューム2万145立法メートル、土運船運搬工、ボリュームは同数でございます。バックホウ揚土工につきましてもボリュームは同数でございます。

こちらは、浚渫した土砂の体積を示しております。

次に、入札参加資格でございます。

1点目が、令和3、4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がSまたはA等級であり、かつ、しゅんせつ工事の登載があること。

2点目が、過去15年間に竣工した工事のうち、国内の港湾・漁港において、工事用作業船を使用した浚渫工事を元請として施工した実績があること。

3点目が、主任技術者または監理技術者を専任で配置できることで、①から⑤のとおり、資格や技術者の施工経験などを条件に求めています。

4点目が、県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）または営業所（支店等）があること。

5点目が、土木一式工事において特定建設業の許可を受けていることといたしました。

また、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、企業の実績や施工経験など、価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式の一般競争入札として執行いたしました。

この資格要件によりまして、応札可能業者数は30者でございます。

総合評価方式の評価項目及び評価基準につきましては、28ページから29ページに記載のとおりでございます。

次に、2ページをご覧ください。

入札の経緯及び結果でございます。

令和4年2月18日に入札公告を行いましたところ、6業者から入札参加確認申請があり、参加資格を確認した結果、全て参加資格ありと確認されました。

同3月16日に開札した結果、参加資格が確認された6業者全てが入札に参加しました。

入札結果につきましては、5ページをご覧ください。

入札価格と価格以外の評価を総合的に評価し、評価値の一番高い者を落札者としております。その結果、評価値が第1位である×××と契約を行いました。

予定価格は、税抜き1億6,146万円で、これに対しまして、入札金額は、税抜き1億5,300万円、評価点が110点でございます。これらを基に算出した評価値が7.189となっております。

なお、各評価内容につきましては6ページ、契約内容につきましては7ページに記載のとおりでございます。

次に、8ページをご覧ください。

変更契約の内容につきましてご説明いたします。

本工事では2度、変更契約を行っております。

1 回目の変更でございますが、新労務単価の特例措置による変更を行ってございます。こちらは、技能者の方の適切な賃金水準を確保するため、労務単価の見直しを行っております。

本特例措置の対象工事は、令和4年3月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を算定しているものであり、本工事は契約が令和4年3月30日で、予定価格は旧労務単価を適用しておりますので、該当するという事で行っております。

その結果、税込みで20万9,000円の増額変更を行っております。

次に、9ページをご覧ください。

2 回目の変更でございます。

浚渫工事では、年1回行われます測量結果を踏まえ、計画水深を確保できるよう施工数量を定め、工事を発注しております。契約後に、受注者が工事着手前に事前測量を行い、当初設計の精査を行います。その結果、発注時よりも土砂が堆積していることが明らかになりました。本工事は、目的であるマイナス7.5メートル航路・泊地の計画水深を確保するため、浚渫土量が4,546立米増加しております。地点により土砂の堆積状況が異なりますが、本工事は、当初設計の断面と比べ、最大で0.7メートルほど堆積している箇所がございました。

また、浚渫土砂の最終処分先である×××港区第1海面土砂処分場において、管理者と投入方法について協議した結果、土砂投入時に既存施設の吸い出し防止シートを破損するおそれがあることから、その影響範囲について、防砂シートを追加で敷設することといたしました。

その結果、税込みで1,251万8,000円の増額変更を行っております。

また、受注者が令和4年10月に社名変更を行ったため、本契約から受注者は×××となっております。

次に、10ページの工事成績評定結果でございますが、評定点は、施工管理が優れていたことから、82.9点でございます。

以上、簡単でございますが、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

それでは、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

では、×××委員、お願いします。

○委員

素人なので、ちょっと教えていただきたいのですが、4ページの平面図の読み方を教えていただけますでしょうか。

○説明者

3ページで位置関係を示しております、4ページの下側、台形の上に線が引かれてい



るところが第1ふ頭の先端部分になります。その沖側といいますか、水面側に引いてあります等高線のようなもの、コンターが水深を表しているラインであります。場所によって砂が堆積しているところの水深を結んでいくとこのような形状になっていて、測量するときの高さについては、格子状に座標を取りまして測量しているという形になっております。四角い点の高低のところに書いてある数字がその場所での水深を表しているという形になっております。例えば、No.14のところ、上から5つ目の交点だと6.5という数字が書いてあって、これがその場所での工事発注図における水深を表示しているという形になっております。

以上でございます。

○委員

そうしますと、この赤いところを工事したということですね。

○説明者

そうでございます。

○委員

7.5メートルにしなければいけないのですか。

○説明者

そうです。

○委員

この赤い枠の外にも5.6とかあるわけではないですか。これも一緒にやってしまったほうが効率的かなと思ったりもするのですが、なぜこの赤い範囲にしたかというのはあるのですか。

○説明者

予算の関係もございまして、できる範囲がある程度限られる中で、船舶の入出港で最低限必要なエリアを優先的にやろうということで、この赤いエリアを設定したという形になってございます。

○委員

では、周りが7.5なくても、特に問題はないということなのですか。

○説明者

7.5ないところについては、その深さにならないような船で、いわゆる喫水調整をした形で利用していただくようなことで、利用者には注意喚起しているということです。

○委員

分かりました。ありがとうございました。

○委員

ありがとうございました。

では、×××委員、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

今回、契約の変更で、浚渫量が2割ぐらい多くなっていて、これは、今ご説明いただいた平面図で言うと、大体1万平方メートルのところを2万立方メートルなので、平均で2メートルぐらい掘っている感じになると思うのですが、それが2メートル40センチぐらいになるということで、これぐらいの誤差は結構あり得るのでしょうか。

○説明者

3ページの位置図で見いただきますと、×××港の防波堤の形状が太平洋側のほうに向いて出ているのですが、泊地のエリアの北側のところ、漁港がある側ですが、空いている場所がございますので、そういったところから砂が波と一緒に流れ込んでくるという状況があって、場所によっては厚く堆積してしまうような状況があるということでございます。

○委員

かなり定期的に航路の浚渫を行っている場所ということでよろしいですか。

○説明者

定期的で大規模に行くことはなかなかできないので、堆積が著しい場所については、維持管理ということで、小規模に浚渫を行っております。

○委員

分かりました。ありがとうございました。

○委員

ありがとうございます。

ほかにございますか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

すみません。基本的なところが分からなくて恐縮なのですが、この浚渫工事は、砂を取り除く工事を言うのですか。

○説明者

そのとおりです。砂が流れてきて、流れが緩いところでは沈下して、海底面に堆積してしまうことで水深が浅くなりますので、それを取り除くことを浚渫と呼んでおります。

○委員

この工事は、先ほどのご質問でもありましたが、定期的にというか、一旦取り除いてもまた流れ込んでくるものであるのですか。

○説明者

はい。自然の摂理の中で、一緒に砂が流れ込んできてしまいますので、それは定期的に除くということで対応しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員

何らかの流れ込まないような措置みたいなものは難しいのですか。

○説明者

はい。海水と一緒に砂が巻き上げられて流れてきますので、完全に防ぐということは水が入るのを止めるということで、閉鎖しなければいけないようなことになってしまうので、それは困難ということで、やることは難しいかなと考えております。

○×××委員

ありがとうございました。

○委員

×××委員、どうぞ。

○×××委員

6ページの「総合評価方式に関する評価調書」の下のところ、令和4年2月10日に「学識経験者の意見聴取」という――違うのかな。書いてありますが、これはどういう意味でしょうか。

○説明者

総合評価方式による発注をする場合に、評価項目を設定するわけですが、それについて、特別簡易型以外のものについては、委員の意見を聴取して設定するということになってございます。資料で言いますと、28ページ、29ページに書いてあるような評価項目について、こういう形で設定してよろしいか、委員にご意見を伺ったということで、その記録を掲載させていただいているということでございます。

○×××委員

そうしますと、日付は入っていますが、誰に聞いて、その結果、どうだったかというのはこういうものに載せるべきではないのでしょうか。

○説明者

公表用のものについては、氏名の部分については空欄で公表するという形を取っておりますので、今回の説明資料の中では、抜いたもので載せさせていただいております。

○×××委員

何度もすみません。ほかの案件で、載っていた案件があったようなのですが、これは全体的な話なのかと思うのですけれども、その辺の調整をされるといいのではないかと思います。

○説明者

そうですね。そこについては、関係課でよく連絡調整をさせていただいて、同じような形で対応できるようにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○×××委員

お願いします。

○委員

ありがとうございました。

ほかにございますか。

すみません。ここから先は、私の個人的なあれで聞きたいと思ったのですが、砂の量などは測量でというお話だったのだけれども、それは、実際に汲み上げて、実量で量ることも可能かと思うのですが、そういうことはあまりしないのですか。

○説明者

実際に浚渫するときに、水を含んだ状態で揚げますので、陸上に揚げたときと体積が変化してしまうということもございますので、現地でのボリュームという形で設計をさせていただいているという形になっています。

○委員

それは、端的に言うと、陸上に揚げたほうが軽くなって、安くなってしまふからという話なのですかね。分からないですが。

○説明者

そうですね。実際の作業量とした場合、水面下でのボリュームでの作業になりますので、陸上に揚げると、体積的には砂だけになるので、減ってしまうのかなと思いますが、労務単価で工事を発注しますので、ボリュームを適正に評価するという意味では、水中にあるボリュームで評価するのが適正かなということで、こういう形を取らせていただいているということございます。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

ほかにご質問等ございますか。大丈夫ですかね。

では、この件はここまでにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○事務局

すみません。よろしいですか。事務局からなのですが、ただいまのご質問にございました、総合評価の委員名簿を出すかどうかということなのですけれども、一般的に、ホームページ等に出しているものについては、委員名簿は非公表としております。

ただ、この委員会に出すものについては、統一が取れていなくて申し訳ないのですが、委員名簿を入れているものと入れていないものがございます。委員名簿が入っているものについては、内部用ということでご理解いただければと存じます。よろしいでしょうか。

○委員

ありがとうございます。

○事務局

委員の皆様としては、名簿はあったほうがよろしいですか。

○委員

適切適式な行政が行われているかどうかというところを見るのもこの役目かと思うので、外に出すものと内部ということで言うならば、内部でつくっている、きちんとした正式なものを出していただければ、そのほうがいいかなと思います。

○事務局

分かりました。

以上です。ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

#### ⑤県民生活環境部・×××課 令和4年度×××公園標板改修工事

○委員

それでは、続きまして、×××課からお願いいたします。

○説明者

×××課の×××でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

5番目の審議案件、×××課で発注いたしました令和4年度×××公園標板改修工事について、ご説明をさせていただきます。

1ページ目をご覧ください。

本工事の内容といたしましては、既設の老朽化した標板を撤去し、標板を新設するもの  
でございます。

3ページ目をご覧ください。

工事場所でございますが、×××市×××町×××が1か所、×××市×××が2か所、  
×××市×××・×××がそれぞれ1か所の計5か所でございます。

また、標板の規格やデザインにつきましては、資料6～8ページの工事設計図書に記載  
のとおりでございます。

既設の標板は木製でございましたが、耐久性の向上を目的として、今回、アルミ製の標  
板といたしました。

標板の内容といたしましては、×××公園の区域や区域内での各種行為の規制の説明、  
区域内に生息する希少植物の紹介等が記載されているものでございます。

続きまして、審議事案説明書のご説明をいたします。

お手数でございますが、1ページ目をご覧ください。

入札方式につきましては、工事起工額が250万円を超えることから、茨城県財務規則に  
基づきまして一般競争入札といたしました。

工事名は、令和4年度×××公園標板改修工事でございます。

工事種別は、とび・土工・コンクリート工事でございます。

工事場所は、先ほどご説明させていただいたとおり、×××市×××町×××ほか4か  
所でございます。

工事の概要といたしましては、既設の老朽化した標板を撤去し、新設の標板を設置する

ものでございます。

工事を実施した経緯といたしましては、×××公園に関する標板が県内に約100基ございまして、設置から数十年が経過し、全体的に老朽化が進んでおりますことから、順次、改修を行っているものでございます。

次に、入札参加資格でございます。

計7点ございまして、1点目が、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

2点目が、茨城県建設工事入札参加資格審査要項に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体として受けている者であること。

3点目が、令和3、4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に「とび・土工・コンクリート工事」の業種で登載されていること。

4点目が、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

5点目が、茨城県暴力団排除条例第2条第1号または同条第3号に規定する者でないこと。

6点目が、入札に参加しようとする者が、入札公告の日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。

7点目が、特記仕様書に示す業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有していることといたしました。

次に、入札参加資格の経緯及び理由でございます。

資料2ページ目をご覧ください。

本工事は、標板を撤去・新設するという工事で、技術難易度としては高くない工事内容でございますので、建設業者の受注機会を確保するため、入札参加資格を広く設定しており、応札可能業者は824者でございます。

契約金額は、税込みで370万7,000円でございます。

入札の経緯及び結果は、入札参加者が2者、予定価格が税抜きで382万円、最低制限価格が税抜きで332万円、入札金額が税抜きで337万円、落札率が88.2%でございます。

審議事案説明書に関しましては以上でございます。

最後に、添付資料といたしまして、3～5ページが工事の位置図でございます。

6～8ページが工事設計図書でございます。

9ページが見積書取書でございます。

10ページが契約内容の公表でございます。なお、本工事では、変更契約はございません。

11ページが工事完成写真、12ページが工事起工概要書、13ページが工事費内訳書、14～18ページが入札公告でございます。

以上、簡単でございますが、審議事案のご説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員

ありがとうございます。

では、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ありましたら、お願ひいたします。

では、×××委員、お願ひします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

広く応募業者数というか、可能業者数を受けたということですが、ふたを開けると、辞退を除くと2者だったということなのではすけれども、これは特に何か理由があるのか、それともこんなものなのか、何か感覚的にお持ちだったら教えてほしいのですが。

○説明者

特に明確な理由ということではないのですが、今回の工事発注が年度末に差しかかったということがありまして、全体的にあの業界は、年度末は非常に多忙というところがあるのと、当該工事が非常に小規模ということもありますので、参加に応じていただける業者さんが少なくなってしまったのかなと考えているところでございます。

○委員

ありがとうございました。

○委員

ありがとうございます。

ほかにございますか。

どうして発注が年度末になってしまうのかみたいな話が毎回あって、そうであるならば、もうちょっと早く前倒ししてやればいいのかという話がどうしても出てくるのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○説明者

ご指摘のとおり、そこにつきましては、早く工事の発注ができるように努めていきたいと思っております。

○説明者

補足させていただきます。

どうして遅くなってしまうのかというのは、設置をするのに地権者の了解を取らなければならぬこともありまして、そういった調整に時間を要していて、その場所の選定がなかなか進まなかったというのも、遅れてしまいがちな理由の一つではございます。

以上です。

○委員

ありがとうございます。

先ほどのご説明だと、全体として100基程度あるという話だったのですが、これは数年

に分けて改修を進めていかれるということですよ。そうすると、次年度以降、どういう計画でやるかといったことを前倒して考えていけば、地権者との交渉も、では、どの時期にどのようにやっていこうみたいな話になっていくのかなと思うので、そのあたりは計画的にやっていただけるといいのかなと思います。

ほかに何かご質問等ございますか。

よろしいですか。

では、この事案につきましては以上とさせていただきます。どうもありがとうございます。

### ⑥土木部・×××所 地盤改良工事（その1）

#### ○委員

それでは、6番目の事案につきまして、×××所からご説明をお願いします。

#### ○説明者

×××所の×××でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

6件目の案件でございます、当×××所で発注いたしました地盤改良工事（その1）について、審議事案説明書に基づきましてご説明申し上げます。

まず、1ページをご覧くださいと思います。

入札方式でございますが、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名につきましては、02国補河改 第×××号 地盤改良工事（その1）でございます。

工事種別につきましては、土木一式工事でございます。

工事場所については、3ページをご覧くださいまして、そこに位置図を載せてございます。

赤丸箇所、×××市内を流れます一級河川・×××川、×××市×××先でございます。

事業概要でございますが、×××川につきましては、上流域での×××沿線の区画整理事業によりまして、大雨時における河川流量の増加が見込まれておりますため、浸水被害の軽減を目的とした河川改修を現在行っているところでございます。

河川改修の全体計画延長につきましては、×××川の合流点から×××先までの10.4キロでございます。

事業の進捗率につきましては、事業費ベースでございますが、昨年度末で約73%となっております。

河川改修の方法としましては、川幅の拡幅、河床の掘削、堤防のかさ上げを整備する計画となっております。

4ページの平面図をご覧くださいと思います。



赤く着色している箇所が今回の工事箇所になります。

本工事につきましては、×××川合流点から上流約6.5キロ地点になりまして、川幅を広げる掘削工事と併せまして、強固な堤防をつくる工事でございます。堤防をかき上げする際、堤防下の地盤が軟弱でございまして、セメント系固化剤を混ぜ合わせて強固な地盤に改良し、堤防をつくるものでございます。

1ページに戻っていただきまして、工事概要でございますが、地盤改良工事が約90メートル、地盤改良工の中層混合が3,481立米、掘削工が4,500立米、堤防の盛土となる築堤盛土工が1,412立米でございます。

工事起工概要書及び工事数量総括表につきましては、14ページから17ページに記載しているとおりでございます。

次に、入札参加資格でございますが、まず1点目が、令和3、4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されました土木一式工事の格付がS等級またはA等級であること。

2点目が、県内において、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した同種または類似工事について、元請として平成23年4月1日から令和3年3月31日の期間に竣工した実績があることとしております。

同種工事とは、河川工事における施工深度5メートル以上のスラリー系機械攪拌工法による地盤改良工事としております。

類似工事につきましては、スラリー系機械攪拌工法による地盤改良工事としております。

3点目でございますが、現場への技術者の配置について、1級土木施工管理技士の資格を有する者もしくはこれに準ずる者を、主任技術者、監理技術者として専任で配置できること。

4点目につきましては、×××所管内に建設業法に基づく主たる営業所があることとしております。

この資格要件による応札可能業者は30者ございました。

総合評価方式による評価項目及び評価基準につきましては、資料の24ページから25ページに記載のとおりでございます。

次に、入札の経緯及び結果でございます。

18ページから23ページに入札公告を添付しております。

6ページをご覧ください。

令和3年9月28日に公告を行いましたところ、5者から入札参加資格確認申請がございまして、参加資格を確認した結果、5者とも参加資格を有していることを確認いたしました。そのうち3者が入札に参加しております。

入札結果につきましては、入札価格等、価格以外の評価を総合的に評価いたしまして、評価値の一番高い者を落札者としております。

その結果、赤色で示しております×××が落札業者となっております。

7ページをご覧くださいと思います。

予定価格につきましては、上段に記載のとおり、税抜き7,106万円。これに対しまして、入札金額は税抜き6,320万円、落札率につきましては88.9%、評価点が108.5点、これらを総合的に評価した評価値が1.716となっております。

なお、各評価内容については、中段の表に記載のとおりでございます。

次に、9ページをご覧願いたいと思います。

変更契約の主な内容についてご説明いたします。

本工事につきましては、土工について、茨城県土木部が発注いたしますICT活用促進工事の実施要領に規定する受注者希望型で発注しております。工事契約後に受注者より、現場をICTで施工することの協議がございました。施工方法をICT土工に変更し、それに伴いまして、ICT施工を実施するための三次元の事前測量、事前設計を追加変更したものでございます。

次に、10ページをご覧いただきたいと思います。

工事成績評定結果でございます。

評定点は、下段に記載のとおり、80点でございます。

最後に、完成前後の状況でございますが、11ページをご覧いただきまして、着工前と完成後の写真を載せてございます。

また、12ページは、地盤改良の施工状況写真でございます。

上記写真のような地盤改良機を、先端からセメントを噴射しながら地中に潜らせて、攪拌することで地盤を強固なものとしております。

続いて、13ページをご覧いただきたいと思います。

こちらはICT掘削の施工状況写真でございます。

上記の写真手前でございます、トランシットと呼ばれる座標を管理する機械によりまして、奥に写っておりますICT専用バックホウを制御することで、下段の写真のように、きれいに法面を仕上げる事が可能となっております。

以上、簡単でございますが、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

では、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

では、×××委員、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

変更契約内容について、理由が大きく3つぐらい書かれていると思うのですが、1つ目が、測量業務一式を追加、2つ目が、掘削土量が異なっていた。3つ目が、ICT工事の割合を変更ということ。あ、違う。鉄板の……。3つではなくて、4つあるんですね。それぞれの金額というか、増減、もし減もあれば、おおよそのつかみの変更の金額の内訳を

教えていただけますか。

○説明者

順番が逆になってしまいますが、まず、ICTの施工管理につきましては、約300万円の増額変更でございます。また、最後にあった敷鉄板などを含めた仮設材関連につきましては、約250万円の増額変更でございます。その他、現場の土量の変更等々ございまして、そちらが約50万円、トータル約600万円の変更増ということでございます。

○委員

すみません。素人なので分からないのですが、ICTを導入すると、一般的に安くなるのではないかと期待されるのですけれども、そういうことではないということなのですか。

○説明者

土量が1万立米を超えますと、通常の掘削よりも安くなるという傾向でございます。今回の場合、4,500立米ということで、1万立米以下なので、測量とか、データ化するために、金額がちょっと割高になっている状況でございます。

○委員

多少割高でも、その業者さんにICTの施工の経験を積んでもらうといった効果があるということですか。

○説明者

はい。県の土木部としましては、今後、ICTの施工を促進していこうという方針がございます。というのも、今、若手技術者がなかなか入ってこないとか、熟練されている業者さんが少なくなってきたということがございまして、ICTを使うと、経験の浅い人でも熟練の作業員さんと同じような成果を出せるということでございます。

○委員

ありがとうございます。ぜひそういう方向で、ちょっと高くするとかというのができるといいですね。ありがとうございました。

○委員

ほかにございますか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

すみません。あまり内容のことではないかもしれませんが、着手前と完成の写真を見比べると、完成のほうは緑が全然なくなっていて、これはこの後、生えてくるものなのですか。それとも、地盤改良をして、こういうものが出てこないようにしてあるのですか。

○説明者

写真があまりよろしくないのかもしれませんが、法面整形した後、芝を張ってございまして、時期がたって、天候がよくなってくれば生えるという状況でございます。地盤改良をしたからといって、草などが生えないということではないです。

○委員

分かりました。ありがとうございました。

○委員

ほかにございますか。

すみません。先ほどのICTの話なのですが、結局、ICTというのは、コンピューターを使って、職人を使わずして遠隔操作みたいなものをするというイメージ、自動化するみたいなイメージなのでしょうか。

○説明者

ICTでもいろいろありまして、遠隔臨場操作といいますか、今、委員がおっしゃられたとおり、自動の機械を使うような工法も中にはございますが、今回の場合には、バックホウの爪を下げる作業は人がやるのですけれども、計画どおりの位置に来たときに止まるのは自動でやるということで、上げ下げは作業員なのですが、正確な位置をICTでやって、写真のようなきれいな形状の法面施工をするというものでございます。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

ほかにご質問等ございますか。

よろしいですか。

では、こちらの事案につきましてはここまでということにします。どうもご説明ありがとうございました。

では、6件終了いたしましたので、ここで休息を取りたいと思います。5分だとちょっとあれだから、半からということでもいいですか。

では、後半、10時半からスタートしますので、よろしくをお願いします。

## ⑦県民生活環境部・×××課 ×××遊具設備改修工事

○委員

では、7番目の事案でございますが、×××課からご説明をお願いしたいと思います。

○説明者

×××課の×××でございます。

着座にて失礼いたします。

案件番号7、×××遊具設備改修工事についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

入札方式は、随意契約、工事種別は、機械器具設置工事です。

2ページをご覧ください。

工事場所の位置図となります。×××は、×××川の河口にある赤い四角の部分でございます。

3ページをご覧ください。

×××の5階の平面図となります。右側にある赤い部分が工事箇所です。こちらは、2歳から6歳までの小学校入学前のお子さんを対象とした「×××」となっております。

4ページをご覧ください。

遊具の全体写真です。魚や漁網をイメージした高さ5メートルほどの遊具を設置しています。この遊具はワイヤやネットで構築されていまして、お子さんはネットでできた柱の内側を登ったり、トンネルをくぐったりして遊ぶことができます。

当遊具は、最大で5メートルの高さがあること、また、多くのお子さんに触られることから、安全性の向上と感染対策のための工事を行いました。

次に、1ページにお戻り願います。

工事概要でございますが、まず、遊具の安全対策強化工事については、落下防止の安全ネットの外側に網目の細かいネットを設置するネットの追加設置、不測の事態が発生した場合に大人が入れるよう、出入口の枠を拡張するネット等出入口拡張、階段手すりを柵つきのものへと交換するはしご手すり柵設置、ワイヤや出入口の枠につけているクッション材を厚くするクッション材交換、指を挟まないよう隙間を防ぐ指挟み危険箇所遮蔽等を行いました。

また、遊具エリアの抗菌化コーティングについては、感染対策のため、×××という薬剤を、当遊具のほか、ベンチ、床、壁などに吹きつけて、エリア全体約600平米をコーティングしたものでございます。

詳細な図面は5ページから11ページでございまして、赤で記載された箇所が工事部分で、写真は、工事施工前のものとなっております。

次に、15ページから20ページに施工後の写真がございまして、中段が施工後の写真となっております。

1ページにお戻り願います。

随意契約の理由でございまして、当該工事は、平成14年の×××建設時に独自に設計し、整備した遊具設備について、利用者の安全対策を強化するものでございまして、既存設備との整合性を取りつつ、安全対策効果が十分に発揮されるよう施工するためには、既存設備の構造や強度、用途の詳細を熟知している必要がございまして、これらの条件を満たす者は、×××建設時、当該遊具を整備し、その後、定期的な保守点検を担ってきた事業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、競争入札に適しないため、随意契約としたものでございまして。

契約額は、税込み2,310万円でございます。予定価格は、税抜きで2,204万円、見積り金額は、税抜き2,100万円、落札率は、95.3%でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問のある方、よろしく願いいたしま

す。

では、×××委員、お願いします。

○委員

すみません。ちょっと教えていただきたいのですが、こちらの施設は指定管理者でしたよね。

○説明者

指定管理ではなくて、公園施設の管理許可という形でやっております。

○委員

ああ、そうですか。では、結構です。

○委員

ありがとうございます。

ほかにございますか。

では、×××委員、お願いします。

○×××委員

お伺いしたいのですが、今回、安全対策と抗菌化ということですが、安全対策工事をすきっかけというか、ここで事故があったとか、何かご事情があるのでしょうか。

○説明者

×××課・×××がお答えさせていただきます。

今回、工事対象箇所となっている部分について、事故が起きたということはないのですが、遊具は、遊んでいるお子さんを毎日見ている×××さんの意見や、今回、随意契約している×××が保守点検を年2回担っているのですけれども、点検していく中で気になった点が挙げられていまして、それを、今回を機にやっしまおうということで対策をしたものでございまして、何か事故が起きたという契機があったわけではございません。

ただ、コロナ禍が発生したタイミングで、当該エリアは閉めていたという背景がありまして、今回、再オープンするという形を取るときに、改めて、その辺をケアした上で再開しようということで、今回を契機にさせてもらっています。

○委員

ありがとうございます。

安全対策に2,150万円ぐらい、コーティング部分に150万円ぐらいなのですが、もともと、どのぐらいの費用で設置されたか、お分かりになれば教えてください。

○説明者

すみません。今、設置の具体的な金額は把握しておりませんので、改めて、後ほどご回答させていただければと思います。

○委員

ありがとうございます。お願いいたします。

○委員

ありがとうございます。

ほかにご質問等ございますか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

素朴な疑問なのですが、つくり替えみたいなことは、近いか遠い将来考えられるのですか。

○主任

遊具については、全面的に入替えという計画は今のところありません。今のものの魅力を向上していくといった形で、今後も使用していただければいいと考えております。

○委員

20年もっていますね。

○説明者

そうですね。今、開館から20年少したっております。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ほかにご質問等ございますか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

先ほどの件なのですが、運営は×××ではないのですか。

○説明者

そうです。

○委員

だとしたら、一応指定管理者という形になっているわけですよね。今なっていない？

○説明者

×××は指定管理でやっているのですが、×××自体は、指定管理者制度ができる前から×××のほうでやっております、運営者が変わらないので、そのまま管理許可という形態で続けております。

○×××委員

ああ、そうなのですか。分かりました。ありがとうございます。

○委員

ほかにごございますか。

ちなみに、×××というのは、遊具業界などではどういう地位を占める会社なのですか。

○説明者

結構大手の会社さんとして、結構いろいろところで複合遊具をやったり、遊具に限ら

ず、家具系のものをやったりしている業者さんになります。

○委員

ああ、家具屋さんでらっしゃる？

○説明者

何屋さんと言われるとちょっと難しいのですが、調べた限りですと、うち以外にも、××市にある公園の複合遊具などを設置されている業者さんですので、そういったものもメインの事業の一つとして取り扱っている業者さんではあると思います。

○委員

これは独自に設計ということなので、開館当初にそういうコンセプトを伝えて、こういうものをつくりたいという感じでつくってきたということですね。

○説明者

そうですね。基本設計等々の中で、子どもさんが遊ぶ遊具のエリアをつくるという話になって、水族館らしさという形で、魚の形や漁網のネットを模したりしているところを設計に織り込んでいただいて、独自につくっていただいたという背景があるかと思います。

○委員

そうすると、端的に言うと、ほかの業者がぱっと入ってきて、できるような代物ではないという判断の下、随意契約という話になっていると。

○説明者

そのとおりでございます。

○委員

分かりました。

ほかにございますか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

今のお話の続きになりますが、そういうことであれば、設計は×××ですか。

○説明者

設計といいますと、今回の工事のですか。

○委員

今回の工事です。

○説明者

×××に相談して、見てもらって、報告書と見積りを上げていただいて、それを基に、我々のほうで県の積算基準等に基づいて諸経費などを積算して設計しているという形になります。なので、別途、設計を×××にお願いして、つくってもらったというわけではなくて、×××のほうで、施工対象箇所を見積りという形で上げていただいているということになります。

○委員



分かりました。

○委員

では、×××委員、お願いします。

○委員

抗菌化の点なのですが、これはどの程度もつのかとか、今後も定期的に必要なのかとか、それも×××にお願いする予定なのかとか、そのあたりはいかがですか。

○説明者

まず、コーティングですが、基本的に、はがれなければ半永久的に使えるというものになります。ただ、遊具ということで接触が多い部分ですので、どうしても摩耗などではがれていってしまうので、それを加味すると、3年から5年ぐらいがメーカーさんとしての基本的な推奨期間という形になっています。

今後ですが、今後も定期的に保守のメンテナンスに入っていただく機会がありますので、そのタイミングなどで効果検証ということで、×××というもので効果を測定するのですが、そういったもので、効果が薄れてきた部分については、追加施工していくことは検討しております。

ちなみに、今回、薬品は×××というもののなのですが、×××の系列会社が持っている薬品でして、今後、違う薬品で施工してしまうと、そこら辺の整合も取れなくなってしまうので、×××1者に限ってやることはまだ未定なのですが、少なくとも薬品については、今回と同じものを使用してやるという条件で、それでほかの業者さんも手を挙げられるような条件でしたら、一般競争入札とか、額によっては3者の見積り合わせになる可能性もありますし、ほかの業者さんでは施工が難しいという場合であれば、また1者でいく可能性もあるといった形でいます。

○委員

ありがとうございました。

○委員

ありがとうございました。

ほかにご質問等ございますか。

それでは、特にないようですので、この件につきましてはここまでとさせていただきます。どうもご説明ありがとうございました。

#### ⑧農林水産部・×××所 第1用水機場ポンプ設備工事

○委員

それでは、第8番目の事案ということで、×××所さんからご説明をお願いします。

○説明者

×××所の×××でございます。よろしくお願ひいたします。

着座にて説明させていただきます。

審議事案説明書の説明に入る前に、事業地区の概要等について説明させていただきます。

お手数ですが、資料3ページ、位置図をご覧ください。

×××事業 ×××地区は、茨城県×××に位置します×××郡×××町、×××川の南北に開けた水田地帯であります。

事業着手前の状況といたしましては、用水路や排水路はほとんどが土づくりでして、維持管理に多大な労力を要しており、また、圃場の区画も小さく、または未整備で、効率的な営農の妨げとなっておりました。

そこで、本地区では、担い手農家を中心とした競争力のある水田農業を目指し、地元からの申請に基づきまして、県営事業として水田や畑の区画整理、用水機場や排水路などの整備を順次進めているところでございます。

こちらの図面は、事業完了後の状況を示した計画図で、ピンクが水田、黄色が畑でございます。

今回、審議事案となっておりますのは、図面左上の赤い点線で囲われました29ヘクタールの水田に農業用水を送るためのポンプ設備を設置する工事となっております。

4ページの機械設備図をご覧ください。

対象となる工事は、赤色で着色したポンプ設備の新設でございます。

図面左下の断面図にありますとおり、口径250ミリの水中モーターポンプを、別途工事で整備した吸水槽の中に1台設置しております。

具体的な施工状況といたしまして、10ページに工事の完成写真がありますので、そちらをご覧ください。

左の写真が地上部の配電盤、弁類、配管で、右の写真が、吸水槽の中に設置したポンプと上部に伸びる吸込管でございます。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、審議事案説明書に基づき、ご説明させていただきます。

初めに、入札方式ですが、一般競争入札でございます。

次に、工事名は、×××事業 ×××地区 第1用水機場ポンプ設備工事でございます。

工事種別は、機械器具設置工事、工事場所は、×××郡×××町×××でございます。

工事概要は、農業用水施設工、水中モーターポンプ1台でございます。

入札参加資格については、4点ほど条件を付しております。

1点目は、令和3、4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された機械器具設置工事業種の者であること。

2点目は、平成19年4月1日から令和4年3月31日までに、茨城県内において、国、県、市町村及び特殊法人が発注した同種工事を元請として施工した実績があることとしており

ます。

同種工事とは、農業用排水ポンプ設備工事としております。

3点目は、配置する技術者に関するものでございまして、農業用排水ポンプ設備工事について、主任技術者または現場代理人として施工した実績があることとしております。

最後に、4点目は、茨城県内または近隣都県におきまして、ポンプ設備の保守管理等の体制が整備された会社組織であること、かつ、茨城県内の維持管理の実績があり、工事完了または引渡し後において、施設管理者等からの維持管理等の要請に速やかに対応できることとしております。

入札参加資格設定の経緯及び理由でございしますが、当該工事は、農業用の用水施設として、農業者の組合組織である土地改良区が管理する水中ポンプを新たに設置するものでございます。そのため、ポンプ設備等の一定水準の技術力が求められることから、同種工事の施工実績を要件とし、施工後の維持管理体制を踏まえ、地域要件を県内または近隣都県とし、併せて県内における維持管理の実績も要件といたしました。

結果、応札可能業者数は14者となりました。

契約金額は、税込み2,046万円でございます。

2ページをご覧ください。

入札の経緯及び結果でございしますが、入札参加者は3者で、3者とも資格ありでございました。

落札者は、×××、予定価格は、税抜き1,944万円でございます。

最低制限価格は1,785万円、入札金額は1,860万円、落札率は95.7%となっております。

審議事案説明書に関しましては以上でございます。

3ページ以降は添付資料になります。

5ページは、3者が応札した際の入札書取書、6ページは契約内容の公表、7ページは変更契約内容の公表でございます。

変更の理由につきましては、仕切弁の仕様を変更したことによる増でございます。

具体的には、8ページをご覧ください。

当初、こちらの機場は、ポンプを連続運転する計画でありましたが、運転・停止に生じる有害な水圧変動を防ぐため、設置する仕切弁は操作頻度が少ないものと判断し、手動としておりました。

施工に当たり、整備後の運転管理等について、土地改良区と改めて協議したところ、昨今の電力料金の高騰に対応するため、ポンプの運転・停止操作を用水の需要に合わせてきめ細かに行い、電力使用量の削減を図ることとしました。

この見直しにより、仕切弁の操作頻度が増えることとなったため、仕切弁の仕様を手動から電動に変更したものでございます。

次に、9ページをご覧ください。

工事成績評定結果表で、評定点は、76.5点でございました。

10ページは、先ほどご覧いただきました工事の完成写真、11ページは工事起工概要書、12ページから16ページまでは積算内訳、17ページから28ページまでは入札公告の写しとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

では、×××委員、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

2つお伺いしたいと思います。

1つは、入札可能業者の数と実際に入札された業者の数がちょっと違っているというか、大分少ないかなと思ったのですが、先ほど、時期的に、年度末だとちょっと少ないというお話も頂きましたけれども、これは年度末ではないので、何か理由があれば教えてほしいのと、契約の変更についても、通常は、受注された業者さんが実際に施工するときに、設計図が当初の図面と違うと言われて、設計変更するという説明が多いのですが、これは、発注者がいろいろな方と相談して、途中で変えられたという認識で、受注者から申出があったということではないという認識でよろしいでしょうか。

以上、2点お願いします。

○説明者

まず、1点目でございますが、入札可能者は14者ということで、その後、入札したのが3者ということでございます。ここは想像になるのですが、要件として、ただポンプを設置するだけではなくて、農業用水なので、土・日も関係なく、何かあれば連絡して、駆けつけられるというところを会社のほうで確認して、このような結果になったと思われま

す。変更の件につきましては、契約したのが8月の中旬でございます。管理するのは、主に土地改良区という農業者の団体になりますので、受注した後に、受注業者さんと改良区さんと再度確認するといったことを行います。

電気料金につきましては、ウクライナ侵攻が令和4年の2月末から始まりまして、それだけではないと思うのですが、それ以降、物すごく上がりました。農事用の電気料金は1.6倍ぐらい高騰しました。7月、8月から急に上がり出したこともありまして、土地改良区さんから、ポンプの運転停止を小まめにして、少しでも電気代を抑えようということで、我々県もその点は重く受け止めていましたので、我々のほうから設計変更した次第です。

○委員

ありがとうございました。

最初のお答えのアフターケアの話ですが、永遠にやるのですか。そこはどのような話なの

ですか。

○説明者

それは施設がある限り永遠に。それはただではなくて、何かあって部品を交換すれば、土地改良区さんから代金を支払っています。

○委員

ただ、何か起きたときに連絡が行って、即時対応してもらおうというのは永遠にですか。

○説明者

はい。

○委員

結構重いか。

○説明者

そうですね。場合によっては会社さんがなくなることもございます。そういうときは別の会社さんがフォローするような形で、施設の維持管理をしています。

○委員

施設が動く限りは使うというのはあるのですが、何かあったら駆けつけるというのは、例えば10年間とか、期限はないのですか。

○説明者

ないです。

○委員

分かりました。ありがとうございました。

○委員

ありがとうございます。

ほかにご質問がございますか。

すみません。そうしたら私のほうからですが、今回、1か所ということなのですが、今後、これと同様の設備をやっていくという予定等について、何かありましたら教えてください。

○説明者

図面を見ていただくと、今回、左上のエリアのポンプを設置したのですが、今年も順番に設置します。その際には、今回のことを踏まえまして、初めから電動で設置します。

○委員

アフターサービスは永遠に。

○委員

ありがとうございます。

ほかになにかございますか。

よろしいですかね。

そうしましたら、この件につきましてはここまでとします。どうもありがとうございます。

した。

### ⑨福祉部・×××課 ×××受変電設備修繕工事

#### ○委員

それでは、9番目に移ります。

ここからは抽出区分が低落札率ということでございまして、前回までの委員会で、こういった事案について抽出してくださいとお願いした事案になってくるのかなと思います。

それでは、×××課からお願いします。

#### ○説明者

×××課の×××でございます。

×××受変電設備修繕工事につきましてご説明申し上げます。

まず、工事の場所でございますが、資料3ページをお開き願います。

地図の中央付近に×××がございまして、そこから北に進み、国道×××号との交差点の北東側に×××がございまして、ネーミングライツを採用してございまして、地図上では×××と表記されているかと思っております。

会館は、平成3年に建設されまして、約30年が経過しておりますので、経年劣化した各種設備につきまして、順次、改修工事を実施しているところでございます。

今回の工事内容は、会館の受変電設備につきまして、耐用年数を超えた機器の交換など修繕を行うものでございます。

工事の場所につきましては、資料の4ページをお開き願います。

受変電設備は、会館の地下1階にございまして、図面左側のマーカーで囲まれた電気室内に設置しております。

次に、資料1ページ、審議事案説明書をご覧ください。

工事概要といたしましては、主に耐用年数を超えているUGS（地中線用負荷開閉器）、キュービクル引込線及び低圧配電盤メーターの交換を行う工事でございます。

入札は、一般競争入札により実施しており、入札参加資格及び入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては、本工事の内容が電気設備の更新でございますことから、電気工事の業種として茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録されていることを条件としてございます。

応札可能業者は、473者で、入札参加資格確認申請者数及び入札参加資格確認結果につきましては、13者でございました。

契約金額につきましては、税込みで204万6,000円となっております。

入札の経緯及び結果といたしましては、13者が入札し、落札者は、入札金額186万円の×××、落札率は、34.7%でございます。

今回、落札率が低かった理由といたしましては、予定価格を設定するために聴取しまし

た参考見積書におきまして、交換するUGSがメーカーにおける標準価格、定価で計上されていたこと、また、キュービクル引込線及び低圧配電盤メーターにつきましても、参考見積りの額よりも安く調達できる事業者が多数、入札に参加しておりましたことから、入札参加事業者における競争性の働く幅が大きかったものと思われまます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員

ありがとうございました。

それでは、質問のある方、どうぞお願いします。

では、×××委員、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

資料を拝見して、今回、予定価格に近い業者さんと、特別にがんと下がった業者さんと分かれたのかなと思ったら、どの業者さんもかなり低い価格をつけられたということで、今のご説明にある意味、納得したというか、そうしたら今後どうされるのですか。ある意味、正式な書類なので、定価で書かざるを得ないけれども、市場価格というか、調達価格は非常に低いといった乖離があるときに、今後はどのように発注されるおつもりですか。

○説明者

今回、結果的に非常に低入札になったということで、今回、見積りを取った業者が1者だけだったのですね。今回の結果を踏まえまして、複数業者の見積りによりまして、予定価格の設定等を考えてまいりたいと考えてございます。

○委員

分かりました。

○委員

ほかにございますか。

今の話でいくと、複数見積りにした場合の価格は、多分労務費あたりなのかなと思っていて、機械の定価自体はあまり変わらないという話だから、×××委員のご示唆としては、そもそも定価はあってないようなものと言ったらおかしいのですが、定価というところでの基準が果たしていいのかどうか、むしろ実勢価格などを踏まえた形で出したほうが、あまり乖離がなくて、ということなのではないかなと思うのですけれども、そのあたりについてはどうしたらいいのですかね。例えば、定価はこうなのだけれども、実勢価格はこうですというところは注記みたいな形にしたほうがいいのかとか、やり方はいろいろあるのかなと思いますので、そういったことも踏まえて、少し検討していただけるといいかなと思っています。

○説明者

いろいろ研究させていただきたいと思います。

○委員

あと、よく分からなかったのは、おおむね下回っている価格で入れてきているのは入れてきているのですが、その中でも差があるわけではないですか。そこは調達力の差ということになると思うのです。今回入札された×××さんは、そういう意味でいくと、何か特別な事情などがありなのかどうか、分かってらっしゃれば教えていただければと思います。

○説明者

参加者名簿に登載されている業者なので、もちろん信頼できる業者だと思うのですが、×××の調達力が高いかどうか存じ上げてございません。申し訳ありません。

○委員

調達力という意味でいくと、例えば、いっぱい入れるから安くなりますということがあると、その企業規模としてはものすごくでかくて、その分野ではトップクラスだということのだったら、そういう説明も何となく分かるのだけれども、そうではなくて、小さいところの中で、特別、ここだけ安く入れられるということ、何か裏があるのではないかといったことが考えられるのだけれども、そういったあたりの裏づけというか、調査などは特にしないという感じですかね。

○説明者

今回、そこまではしておりません。すみません。

○委員

では、×××委員、お願いします。

○委員

正規の価格で予定価格を公示して、あとは業者さんの競争力で、結果的に、税金を使うので、安く抑えられるというのは非常にいい方向に働いていると思うのですが、乖離があると、そこによくない。かといって、それを下げてくる根拠が、逆に発注者側としては難しいのではないかなというのが、今、なかなか言いにくいご意見ということなのですが、私が経験した例としては、ある業者さんがほかの工事で同じような工事を請けていて、機械を何個か入れるので、ついでに1個入れるだけだったらすごく安く済むので、これは安くなりましたといったご説明もあったので、そういう事情があれば、1者だけバンと安くなるというのがあるかなと思ったのですが、今見ると押しなべて安いので、ちょっと……と思いましたということです。

○説明者

ありがとうございます。

○委員

では、×××委員、お願いします。

○委員

×××のもろもろの設備の更新工事はこれまでもなされていますよね。同じような低入札はあったのですか。電気や機械設備の製品を交換することに関して、低入札はありまし



たか。

○説明者

一定の件数でございます。皆が皆ということではなくて、今年あった防火シャッターの工事は80%台でできていますので、物によってではあります。

○×××委員

ここまで低入札というのは初めてですか。

○説明者

記憶にある中では、30%台というのは初めてです。見積りを取っても、定価で入れてくることはあまりなくて、まずは、業者さんの仕入れられる力で仕入れ価格を入れて、見積書を頂くのが通常だと思っていましたので、今回、そこが定価だということは把握しないまま入ってしまったものですから、この点は、うちの中でも、そういう特殊な事情がある案件だなどは認識しております。

○委員

分かりました。

○委員

ありがとうございます。

ほかにご質問等ございますか。

よろしいですかね。

それでは、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

#### ⑩病院局・×××課 ×××空調機更新工事

○委員

それでは、10番目の事案ということで、病院局の×××課からご説明をお願いします。

○説明者

病院局×××課の×××と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、事案の説明をする前に、病院局の説明を若干させていただきたいと思うのですが、病院局は、地方公営企業法に基づきまして県立病院を運営している組織でございます。県立病院は、救急医療から新生児・小児など不採算部門については一般会計から負担いただいておりますが、原則は、診療収入を充てている独立採算の組織でございます。

病院局が経営する病院は3つありまして、笠間にある県立中央病院、同じく笠間にあるこころの医療センター、そして水戸にあるこども病院でございます。

今回の工事は、このうち、×××の施設に関する修繕工事として実施したものでございます。

それでは、工事の内容についてご説明させていただきます。

1 ページ目をお開き願います。

入札方法は、一般競争入札で実施しておりまして、工事名は、×××空調機更新工事です。

工事の種別は、管工事、工事の場所は、×××の敷地内となっております。

×××の位置図につきましては、3ページをお開き願います。

×××は、×××市の×××にございます×××の専門病院でございまして、×××といった分野を担当しております。年間7万8,000人の患者に対して医療を提供している病院でございます。

次に、工事の場所でございます。

4ページの平面図をご覧くださいと思うのですが、画面の上のほうにピンク色の部分があると思います。こちらが×××という施設の区画でございます。今回の工事の該当区画となっております。

×××というのは、×××に使用する装置でして、今回の工事では、この施設のうち、3つの部屋で合計4台のパッケージ型の空調機、いわゆる業務用のエアコンの老朽化により更新したものでございます。

詳細な工事場所は、次の5ページでございますが、赤い線で示した部分です。

まず、5ページの真ん中の区画が診療室1、診療室2でございまして、それぞれ一部屋に1台ずつ、合計2台の空調機を交換しております。

続いて、資料の中段、左側の区画がリ×××の操作室でございます。比較的奥行きがある部屋になっておりますので、一部屋に2台の空調機を交換したものでございます。

次に、入札参加資格についてでございます。

1ページにお戻りいただきます。

資料の中段に記載しておりますように、本件の工事に係る入札参加資格は、県建設工事入札参加資格審査要項に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体として受けている者であること。

×××管内に建設業法に基づく主たる本店・支店または営業所等があること、また、入札参加資格者名簿に登載された管工事の格付がA等級であることを求めています。

そのほかにも、技術者に関する要件として、1級管工事施工管理技士または2級管工事施工管理技士の資格を有する管工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者になり得る者であること。

競争参加資格確認申請のあった日において、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であることなど、基準を満たす主任技術者を対象工事に配置できることを求めています。

さらに、本工事は、設計業者に設計業務を委託しておりましたので、設計業務等の受託者または受託者と資本もしくは人事面においての関連がないことについての要件も一つとして出しております。

次に、入札参加資格の設定の経緯及び理由でございます。

本工事は、病院の精密医療機器である×××を扱う区画を工事場所にしております。病

院の業務への影響が最小限で済むように、確実な施工が期待できる業者に工事を担当していただく必要がございましたので、管工事Aの格付を要件といたしました。

その一方で、工事の内容としては、エアコンの交換工事ですので、一般的な資格があれば、施工に十分耐え得ると考えましたので、管工事施工管理2級以上の資格を技術者の要件としてございます。

その上で、入札可能な業者数が十分確保される条件となるように注意しながら、地域要件を×××管内と設定し、一般競争入札方式で入札を実施したものです。

次に、入札の経緯及び結果についてでございます。

競争参加申請者は4者で、入札参加者も4者となっております。

落札状況ですが、予定価格は税抜きで431万円に対しまして、落札金額は217万円、落札率は50.3%となっております。

この落札率について、他の案件と比べて、予定価格との差が大きいため、本日、説明を求められたと理解しております。

この点についてのご説明をさせていただきますと、本工事が低落札になった要因として考えられますのは、交換対象の4台のエアコンを低額で調達できる業者が入札に参加したことによるもので、工事価格が安く抑えられたものであると考えてございます。

機械工事の直接工事費の大部分が、工事に必要な部材、本工事の場合、空調機器ですが、これに係る費用で占められておりまして、この部材の調達が安く抑えられる業者であったために安価になったと思っております。

資料の7ページをお開き願いたいのですが、入札書取書を添付してございます。

一番高額な業者でも335万2,000円、落札率にすると77.7%でございますので、落札した業者のみが著しく低額というわけではないのかなと思っております。

今回の低い落札率は、こうした市場価格の競争の原理が働いたものではないかなと考えております。

続きまして、工事の出来形についてでございます。

9ページから11ページまで写真を添付してございます。

こちらは完成検査時の写真でございます。

9ページが操作室、10ページ、11ページが診察室の施工状況を写したものでございます。

受注者には、施工まで、しっかりと対応していただいております。完了検査の結果、出来形に問題はございませんでした。

参考として、12ページから17ページまでに工事費の積算書、18ページ以降に入札公告を添付しております。

冒頭ご説明したとおり、×××は、公営企業として独立採算を原則としております。必要な経費については診療報酬を充てております。その上で、健全な経営を図っていく必要がございました。その一方で、我々も県の機関の一部ですので、公共工事を発注する側としては、健全な公共工事を発注することは重要だと考えております。

今後とも、工事に取りかかる前の事前調査や完成検査の徹底など、引き続き厳しい目で品質管理を行いながら、手抜き工事の防止などに一層努めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

先ほどの事案と同じで、調達が安くなったからではないかというお話でしたが、この点につきまして、何かご質問等ございますか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

今おっしゃられた、卸の価格とか、調達価格は安くできますよみたいなことは、周辺の情報、あるいは受注された業者から聴取されたのか、それとも、そういうものではないかと思っておっしゃっているのかというのを聞きたいのと、もう一つは、これを受けて、今後、発注の予定価格みたいなものにはどのように反映されるつもりなのか、今の段階であれば教えてください。

○説明者

病院局からお答えさせていただきます。

1つ目の空調機の落札額が安くなっているかどうかというところですが、入札の際に、内訳書まで、しっかりと頂いておりまして、全体に占める空調機関係の部材とか、それに関連した労務費など、細々分けて内訳を出させておりまして、その中で、後から振り返ったときに、今回、空調機のところが、我々の用意した額よりも安くなっていたということでございます。

○委員

それはなぜなのかといったことはお聞きにならなかったのですか。

○説明者

そうですね。今回、どの会社さんも空調機の機器費が安かったもので、落札の際に、そこについて、ヒアリングはしてございません。

○委員

どの業者も機器が安くなったけれども、その金額自体はそんなに変わらなかったということですか。

○説明者

おっしゃるとおりでございます。

○委員

分かりました。では、今後どうされますか。

○説明者

今回、予定価格との乖離が問題になっていると思うのですが、今回の予定価格は、××

×からご説明で申し上げたとおり、設計業者さんをお願いしているものでございまして、今回、その中で、複数の空調機のメーカーさんから見積りを取った上で、定価に、設計業者さんの経験に基づいた乗率を掛けて調整した上で、今回用意した予定価格でございます。その上で今回解離が起きてございますので、今後、こうした実例があるということを念頭に置いてもらいながら、設計業者さんには、引き続き、ルールに基づいて緻密な計算をしていただく。それを我々のほうで確認した上で、予定価格にするというダブルチェックの体制で取り組んでいきたいと思っております。

○委員

分かりました。ありがとうございました。

○委員

ありがとうございます。

ほかにご質問等ございますか。

そうしたら私から1点。×××はいつつくられたのですか。

○説明者

昭和60年です。もう36～37年になります。

○委員

その間、空調の更新はありましたか。それとも今回が初めてですか。

○説明者

各所でやってございまして、今回は、順次回ってきたものの一部でございます。

○委員

ありがとうございます。そうすると、今後も引き続き、こうやって続いていくということだと思うので、今日、ここで問題になったところを参考にさせていただきながら、適切にしていればいいのかなど。

ただ、独立採算制の中でやってらっしゃるという事情も分かるので、なるべく安くというのは当然のことかなと思いますので、疑われないように、適式にやっていただくというところが大事かと思っておりますので、その点をご留意いただければと思います。

ほかになにかございますか。

よろしいですかね。

それでは、以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

#### **【補足】⑦県民生活環境部・×××課 ×××遊具設備改修工事**

○委員

途中ではありますが、先ほどの×××の件で、追加でご説明があるということですので、よろしく申し上げます。

○説明者

×××課の×××と申します。

先ほど、案件番号7、×××遊具設備改修工事の関係で、×××委員からご質問いただきました平成14年の×××建設当時の工事の費用、契約額でございますが、税込みで8,242万5,000円でございます。

以上です。

○委員

ありがとうございます。その点で、×××先生、何かありますか。

○委員

ありがとうございます。それは遊具だけですね。

○説明者

遊具だけの金額でございます。

○委員

ありがとうございました。

○委員

安ければ取り替えればいいのかという話だけれども、8,000万円で、結構高いですよ。

○説明者

20年前で8,000万円ということですので、今ですともっとするかなと思うので、20年間使ってきて、大幅な手入れも今までしてこなかったものですから、入れ替えるというよりは、ちょっと大規模に手を入れて、今後も継続使用していくという方向でまとまりました。

○委員

よく分かりました。ありがとうございました

○委員

ありがとうございました。

#### ⑪土木部・×××課 ×××高圧受変電設備工事

○委員

では、11番目の事案になりますが、×××課さんからご説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○説明者

土木部×××課でございます。本来でしたら、×××が参って、ご説明をさせていただくところだったのですが、本日、所用で出席できませんので、代わりまして、私、×××と申しますが、説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、土木部×××課で発注いたしました×××高圧受変電設備工事でございます。

資料1 ページをご覧いただきたいと思います。

審議事案説明書でございます。

入札方式につきましては、一般競争入札の総合評価方式でございます。

工事名は、04県単支援道改 第×××号、04県単支援道改 第×××号の合併でございます。×××高圧受変電設備工事。

工事種別は、電気工事でございます。

工事場所につきましては、市道×××線ほかでございます。×××市×××内ほかでございます。

恐れ入りますが、まず、3 ページの位置図をご覧いただきたいと思います。

中央の上部にある位置図でございます。

×××は、×××市と×××市を結ぶ×××に計画されました延長3.54キロのトンネルでございます。両市から受託を受けまして、平成30年度から、×××を含む全体5.58キロのバイパス整備を進めております。

×××の現道でございますが、現在、道路幅員が狭く、屈曲しております。さらには、冬期に路面凍結による通行止めなどが発生しているという状況ですので、早期の整備が望まれているところでございます。

恐れ入りますが、4 ページをお願いいたします。

トンネル内でございますが、この概略図や断面図にありますとおり、まず、トンネル内に、換気のために風を送り込むジェットファン、照明設備、火災などに対応するための非常用設備、こういった設備関係を設置する必要がある場合がございます。今回は、その設備稼働のための電力供給を行う高圧受変電設備及び発電設備の製作・設置工事でございます。

1 ページにお戻りいただきたいと思います。

工事概要についてでございます。

本工事の概要といたしまして、受電した高圧電力を各設備において利用できるよう、低圧電力に変圧するための受変電設備一式、商用電源の停電時においても、利用者が安心して通行可能なようにトンネル停電時の照明、トンネル警報板等の非常用施設に対して非常電源の供給を行うための発電設備一式でございます。

次に、入札参加資格でございます。

まず1点目が、令和3、4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された電気工事の格付がA等級であること。

2点目が、同じく、令和3、4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された電気工事の総合点数が1,000点以上であること。

3点目が、同じく入札参加資格者名簿に登載された電気工事の年間平均完成工事高が2億5,000万円以上であること。

4点目が、茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。

5点目が、茨城県内において、平成24年4月1日から令和4年3月31日までの期間に竣

工した同種または類似工事を元請として施工した実績があること。

なお、同種工事とは、高圧受変電設備工事かつ自家発電設備工事、類似工事とは、受変電設備工事または自家発電設備工事としております。

6点目でございますが、下の説明書に記載されております①から⑥の全ての要件を満たす主任技術者または監理技術者を対象工事に専任で配置できることとしております。

7点目でございますが、電気工事について、特定建設業の許可を受けていることとしております。

続いて、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本工事は、高圧受変電設備の品質確保のほか、輻輳する他の設備工事との工程調整などが重要な工事でございますことから、企業の実績や技術力など、価格以外の要素を含めて落札者を決定します総合評価方式で入札を執行いたしました。

この資格要件による応札可能者数でございますが、38者となっております。

総合評価方式の評価項目及び評価基準につきましては、特別簡易Ⅱ型を適用しております。資料の最後のほうになりますが、26ページから28ページに記載したとおりでございます。

この工事の成績、企業の施工実績、技術者の経験、地域内拠点、新規雇用実績など、14項目の配点に標準点の100点を合わせた118.5点を満点として評価してございます。

続きまして、2ページにお戻りいただきたいと思っております。

入札の経緯及び結果でございます。

令和4年9月9日に入札公告を行いましたところ、7者から入札参加資格確認申請がございました。参加資格を確認した結果、7者が参加資格ありと認められました。同年10月6日に開札を行いました結果、参加資格が確認された7者からの応札がございました。

入札結果につきましては、6ページをご覧くださいと思っております。

入札価格と価格以外の評価から評価値を算定いたしまして、評価値の一番高い者を落札者としておりまして、落札者は、×××となっております。

予定価格は、税抜き2億499万円、これに対しましての入札金額は、税抜き1億8,859万円、落札率92%、評価点は108点、これらを基に算出した評価値が5.726となっております。

なお、価格以外の評価結果及び総合評価結果につきましては、7ページに記載させていただいたとおりでございます。

設計変更についてでございますが、現時点では、設計変更は行ってございません。

なお、2か年の債務負担行為対象の工事でございますが、工事の完成は、令和6年3月を予定してございます。

以上、×××課の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員



ありがとうございました。

では、この事案につきまして、ご質問のある方、よろしくお願ひいたします。

×××委員、お願ひします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

今まさに工事をやっているということによろしいですか。工期の最後は令和6年3月31日という記載があるのですが、スタートは書いていないのですが、今やっているということでもいいですか。

○説明者

今、工場で電気の盤などの製作を行っております。トンネル本体につきましては、掘削工事は完了しております、中に入れるようになって、貫通はいたしております。

○委員

分かりました。

もう一つは、この資料で言うと、6ページに応札された業者さんの評価が書かれているのですが、基準価格以上のところにバツテンがついているのは、多分、応札価格が基準価格を下回ったということですね。

○説明者

はい。

○委員

これはちょっと多いような気がするのですが、安くできたような余地があったとか、そのようなことは何かありましたでしょうか。というのは、通常、人件費などを不当に安くすると工品の品質が落ちるから、そういうことがないようにと基準価格が設けられていると思うのですが、一方で、機器の調達で、定価と市場価格とで大きく開きがあるものから、何でこう分かれたのかなというのがもし分かれば教えてください。

○説明者

今回の工事ですが、発注した中で、この工品の大部分が製品の機器の製作費に充てられているということで、そこでコストを下げているという状況になってございます。

○委員

そうすると、コストが安いから、品質が悪くなるといったことではないのですね。ですから、今回はあれですけども、それをもって、入札の評価から外すのはよくないのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○説明者

総合評価方式を取ってございますので、必ずしも入札の価格が最低の者が落札することによってございませぬ。今回、評価値のほうで併せて評価をさせてもらっていますので、最低の金額を入札した者が落札とはなっていないということです。

○委員

それは分かりますけれども、私が誤解しているかもしれませんが、基準価格を下回って  
応札されたら、その時点でアウトということではないのですか。そうではないのですか。

○説明者

今回、総合評価方式を取っておりまして、このバツテンは駄目だというわけではなくて、  
あくまで下回ったという印です。

○委員

ああ、そうですか。分かりました。ありがとうございます。

○委員

では、×××委員、お願いします。

○委員

お伺いしたいのですが、資料の7ページ目に、総合評価の結果、評価値の記載などがあ  
るかと思うのですが、×××と×××の違いは、「地域内拠点の有無」の部分が大きい  
かなと思ったのですが、これは、工事箇所の地域に本店があるのが×××で、加点されて  
いるということですか。

○説明者

はい。

○委員

×××の本店はどちらにあるのか分かりますか。

○説明者

×××市です。

○委員

その加点が得られないぐらい遠いということですか。

○説明者

はい。この工事は、合併支援ということで、×××市と×××市の行政界のトンネルで  
すので、おのおのの市が半分ずつ施工するというので、もともと市の事業でございまし  
て、県はそれを受託して、工事を発注しているという状況でございますので、両市の地域  
内の拠点ということで設定させていただいているところでございます。

○委員

もし×××に地域内拠点があれば、こちらが応札されたということでしょうか。

○説明者

地域内にあれば、これは逆転すると思うのです。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ほかにございますか。

では、×××委員、どうぞ。

○委員

先ほど別件でもお話をしたのですが、7ページのところで、学識経験者の意見聴取をされている記載がありますけれども、どういったことを確認して、この入札は適切だという判断を受けているのか、そのあたりをお聞かせいただけますか。

○説明者

7ページのところで、総合評価の項目が、工事成績からずっと右に行きまして、「災害時の基礎的事業継続力の認定」というところまであるかと思うのですが、この内容について、ご説明を差し上げて、そこに関する県のガイドラインがあるものですから、それにちゃんと合致しているのかどうかとか、特定の業者に偏りがいないかといったことについて審査を受けて、学識経験者の方からご了解を頂いていると認識しております。

○委員

採点結果について。

○説明者

採点結果についてですか。

○委員

それぞれの業者の評価値について。

○説明者

ではないです。

○委員

配点ですよ。

○説明者

配点についてということです。

○委員

全ての総合評価方式に対して意見を聴取しているのでしょうか。

○事務局

では、事務局からお答えさせていただきます。

これは公共工事の品質確保に関する法律がございまして、国のガイドラインもあるので、これにのっとりまして、専門委員の意見聴取が義務づけられているということで、全てにおいて行っております。すみません。先ほどの記載がなかったのは申し訳ございません。やっております。

○委員

ほかにございますか。

そうしたら、私から1点。

今回、基準価格と同じ価格を入れてきている業者さんが3者あるということですので、この手の話では、どうしてこういう並びになるのだろうかみたいな話になるところでもあるのですが、その点、何か分かる点があれば、教えていただけるといいかなと思います。

○説明者

まず、調査基準価格は、予定価格に対しまして75%から92%乗じたものとなっております。この予定価格の92%は低入札価格調査にならないボーダーラインということで、想定は可能であるのかなと感じております。また、大部分の歩掛かりや単価は公表されておりますし、さらに、最近、市販の積算ソフトがかなりの高性能というか、金額的にはかなり近い数字が出てきますので、基準価格の想定はしやすくなってきていると感じてございます。

○委員

ありがとうございます。

それと、この件に関しては、既存の機械を買ってきて使うということではなくて、つくってらっしゃるというお話だったのですが、それは×××や×××などが自分でつくるのですか。組み立てるという意味ですか。

○説明者

変圧させる電気の盤を製作する。部品そのものは当然購入するものでございますが、そういった盤そのものを工場で作しているという状況でございます。

○委員

盤そのものをつくるということで、その設計などは独自にお任せするみたいな感じなのですか。それとも、設計の仕様は決まっていて、このとおりに作りなさいとやるのですか。

○説明者

設計の仕様は決まっております。その中で、おのおののメーカーの設計の標準タイプみたいなものがございまして、それで各工場で作るといった状況です。

○委員

素人考えで申し訳ないのだけれども、そうすると、どんなものが上がってくるかはやってみないと分からないという話になるのではないかなと思うのですね。品質確保という観点から、それはどういった形で検証や監督、確認をされているのでしょうか。

○説明者

東京電力の電源から6,600ボルトとかの供給を受けまして、ジェットファンや照明、消防の設備など、200ボルトとか400ボルトというところに落とす、おのおのの機械に向けての盤を設置するというのが最終的な目的でございます。

その中の性能というところが今のご質問かなと思っておりますが、性能につきましては、当然、電気の技術者の確認が必要なところがございます。それから、電気の供給の法律かどうか、今、定かではございませんが、そういったところの検査が必要ということでございます。

○委員

ありがとうございます。パッケージで買ってきたものを使うというわけではなくて、つ

くられるということですね。了解しました。

では、×××委員、お願いします。

○委員

もしそうだとしたら、修理が必要になったときには、同じところにずっと頼まなければいけないことになるのですか。それとも、別の業者でも修理できるような仕様になっているのでしょうか。

○説明者

一般的な配線などはどこでも修理ができると思います。

○委員

ああ、そうですか。

○委員

ありがとうございます。

ほかに何かご質問等ございますか。

よろしいですかね。

では、本件につきましては以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

## (2) 一般競争入札における1者応札の発生状況について

○委員

それでは、事案の審議は終わりましたので、続きまして、議題(2)に移りたいと思います。

「一般競争入札における1者応札の発生状況について」ということで、こちらは事務局からのご説明ということでお願いします。

○事務局

それでは、定例会議資料の9ページをご覧ください。

委員が必要と認める事案としまして、令和4年度発注工事における1者応札の発生状況についてご説明させていただきます。

別紙の資料につきましては、iPadのほうにもございますが、やや見にくいと思われるので、紙資料でもお配りしております。

それでは、着座にて説明させていただきます。

昨年度の入札監視委員会におきまして、県内の本店業者を参加要件とする一般競争入札の1者応札について、応札可能業者が30者以上の場合は有効とする取扱いを審議していただきました。

その取扱いについては、本年4月以降、令和5年度から実施しているところであります。今回審議していただく1者応札については、以前の取扱いで実施した令和4年度の実績となります。

紙でお配りした一覧表に個別内容を記載しましたので、併せてご覧ください。

まず、発生状況でございます。

令和4年度に契約した建設工事のうち、一般競争入札の結果、1者応札となったものは、2,040件中84件、全体の4.1%となっております。令和3年度の発生率は4.4%ですので、おおむね同様の発生率でございました。

次に、業種別の発生件数でございますが、機械器具設置工事が36件、電気工事が28件と、この2種の工事で1者応札が多く発生しております。発生率で見ても、他の業種と比較して高い割合となっております。

落札率は、一般競争入札全体の93.9%に比べて、95%から97%と若干高い数字となっております。

機械器具設置工事と電気工事の1者応札の割合が高い傾向は、令和3年度においても同様でございます。

発生理由として考えられることを、発注機関に対してヒアリングいたしました。更新・修繕工事等で、既存施設の施工業者が優位であることから、ほかの業者が敬遠したのではないかという分析が一番多い結果でございました。

次に、技術者の不足、工事の特殊性等が挙げられております。

次回、第3回定例会議の個別審議の中で、発生原因やその対策について、発注機関からの説明を予定しております。

事務局といたしましては、件数の多かった機械器具設置工事と電気工事の案件をそれぞれ一つずつ審議したいと考えております。

すみません。9ページの資料の中で、1の「令和4年度発生状況」の2番目の表、「業種ごとの発生件数」の下に※が2つありますが、2つ目の※のところ「令和3年年度の発生率」となっておりますので、誤記がありました。「令和3年度の発生率」でございますので、修正をお願いいたします。失礼いたしました。

事務局といたしましては、次の第3回定例会議で、件数の多かった機械器具設置工事と電気工事の案件をそれぞれ一つずつ審議したいと考えております。

1者応札の発生状況についての説明は以上でございます。

○委員

ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、委員の皆様、何かご質問等ございますか。

先ほど事務局から説明がありましたが、1者応札の取扱いについては、今年度から変えたというところがあるのですが、今回検討する対象としては昨年度ということですので、新しい取扱いになってから後のものについては、まだ出てきていないというところが前提となるということです。

いろいろ分析をしていただいた上で、次回、その中から抽出していただいて、機械器具設置工事と電気工事をそれぞれ1件ずつ選ぶということで、その中で、原因等について、

少し分析できたらなと思っています。

特段、ご質問等ございませんか。

では、こちらにつきましては以上とさせていただきたいと思います。

では、本日の議題は以上と聞いておりますので、この後の進行につきましては、事務局、お願いします。

(以下、進行など省略)